

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 総務部・法務私学課

法令名	佐賀県個人情報保護条例		法令の番号	平成13年佐賀県条例第37号				
許認可等の種類	個人情報の利用停止請求に係る個人情報の全部を利用停止しない決定		根拠条項	第27条第1項				
審査基準	別紙のとおり							
	受付機関	実施機関又は 情報公開 センター	処理 機関	実施機関	交付 機関	実施機関	標準処理期間 30日 (ただし、条例第27条第4項及び 第28条該当の場合を除く)	目次 NO
						標準経由期間 - 日		